別紙

諮問第1162号

答 申

#### 1 審査会の結論

本件非開示決定は、これを取り消し、文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成 11 年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「(1) 平成 23 年度及び 24 年度に〇〇区〇〇中学校で起きた体罰に関する、〇〇区教育委員会からあがってきた全ての文書、(2)上記(1)の加害教員の懲戒処分に係る書類、(3)上記(1)の加害教員におりた処分に至るまでの会議録、また、関連文書、(4)上記(1)の加害教員が行った体罰に関する全ての文書」(以下併せて「本件請求文書」という。)の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成 29 年 12 月 19 日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、特定の2か年において特定の学校で発生した服務事故(体罰)に関する情報の開示を求めたものであり、当該情報は条例7条2号に該当する。

また、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示しない旨決定したものである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年5月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成 30 年 9 月 25 日に実施機関から理由説明書を収受し、令和 2 年 8 月 28

日(第209回第一部会)から令和3年1月21日(第214回第一部会)まで、6回の審議を行った。

### (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 教職員の服務事故に係る事務手続の流れについて

区立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した場合、事故発生報告等事務処理要綱(昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定)の規定に従い、校長は状況報告書を作成し、その報告を受けた区教育委員会は、任命権者に報告する必要があると判断したものについて、実施機関である東京都教育委員会へ報告を行う。実施機関は、任命権者としての事故事実確認のため、事故を起こした教職員、関係者等からの事情聴取を行い、認定した事実に基づき、処分量定の原案を作成して教職員懲戒分限審査委員会へ諮問し、その答申を得て、処分等を決定する。

# イ 本件非開示決定の妥当性について

本件請求文書は、その存否を答えることにより、特定の年度に特定の区立中学校において体罰事故が発生し、教職員に対する処分がなされたという事実の有無が明らかになるものであると認められる。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなると主張しており、その理由として、本件開示請求の件名に含まれる特定の学校名から直接、又は他の情報と照合することにより、特定の教職員を識別することができるためであると説明する。

審査会が検討したところ、本件請求文書の存否を答えることにより明らかになるのは、特定の年度に特定の区立中学校の教職員による体罰事故が発生し、当該教職員に対する処分がなされたか否かという情報にとどまるものであり、仮に事故の報告や処分に関する文書が存在する場合であっても、その旨を答えることで直ちに特定の教職員を識別することができるとまでは認められない。

この点について、実施機関は、教職員数が少ない学校においては個人識別性が高ま

ると主張する。また、教職員の服務事故に対して懲戒処分を行った場合は職名、年齢、 性別等を公表していることから、1校当たりの在籍者数が少ない職名の教職員につい ては、学校規模にかかわらず、特定の個人が識別される可能性があると主張する。

これらの主張については、個別事例において個人識別性が認められる場合があることは否定されないとしても、特定の学校名を直ちに特定の教職員を識別することができる情報であると一般化し、開示請求の件名に特定の学校名が含まれることのみをもって開示請求を拒否することはできないというべきである。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号に該当する非 開示情報を開示することとなるとまでは認められないため、本件請求文書について、 条例10条に基づき開示請求を拒否した実施機関の決定は、これを取り消し、文書の存 否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑